# 年度モニタリング(令和4年度)

施設概要	王子台学童保育所 (1)名称 佐倉市立王子台学童保育所 (2)所在地 〒285-0837 佐倉市王子台5丁目19 番(王子台小学校内) (3)施設構造 鉄筋コンクリート造、地上3階建 (4)敷地面積 20,011 ㎡ (5)延床面積 1,700 ㎡(学童保育部分65 ㎡) (6)建築年月 昭和59 年3月 (7)開設年月 平成24 年10 月 (8)施設内容 学童保育室(1部屋) (9)基盤設備電気:東京電力、水道:佐倉市水道事業、下水:佐倉市下水道、ガス:液化天然ガス、電話:NTT東日本、その他:ケーブルテレビ (10)定員:30 名 (11)対象学年 1年生~3年生 間野台学童保育所 (1)名称 佐倉市立間野台学童保育所 (2)所在地 〒285-0837 佐倉市王子台2丁目18(間野台小学校内) (3)施設構造 木造、地上2階建 (4)敷地面積 7,825 ㎡ (5)延床面積 19,748.91 ㎡ (6)建築年月 平成29 年4月 (7)開設年月 平成29 年4月 (7)開設年月 平成29 年4月
	(7)開設年月 〒成23 年4 月1日 (8)施設内容 学童保育室(2部屋) (9)基盤設備 電気:東京電力、水道:佐倉市水道事業、下水:佐倉市下水道、電話:NTT 東日本、 その他:ケーブルテレビ (10)定員:60 名 (11)対象学年 1年生~3年生
	染井野学童保育所 (1)名 称 佐倉市立染井野学童保育所 (2)所在地 〒285-0831 佐倉市染井野1丁目19(染井野小学校内) (3)施設構造 軽量鉄骨造、地上2階建て (4)敷地面積 26,420.00 ㎡ (5)延床面積 4,406.18 ㎡(学童保育部分90.80 ㎡) (6)建築年月 平成29 年4月 (7)開設年月 平成29 年4月1日 (8)施設内容 学童保育室(1部屋) (9)基盤設備 電気:東京電力、水道:佐倉市水道事業、下水:佐倉市下水道、ガス:液化天然ガス、電話:NTT 東日本、その他:ケーブルテレビ (10)定員:45名 (11)対象学年 1年生~6年生
施設の設置目的	児童センターは、児童福祉法に規定された児童厚生施設であり、地域の児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とします。 学童保育所は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、授業の終了した放課 後及び長期休業その他学校休業日、土曜日等において、家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや指導を通して、児童の健全育成を図るとともに、子育てと仕事の両立を支援することを目的とします。
指定管理者	株式会社 明日葉
指定期間	平成31年4月1日~令和6年3月31日
委託料	417, 307, 939円(令和4年度支払額83,487,721円)
市所管課	こども支援部こども保育課
第三者	佐倉市立臼井老幼の館運営委員会

# ①業務点検

評価	説明
S(優良)	適格に実施され、特に優れた成果が認められる。
A (適格)	適格に実施されている。
B (概ね適格)	適格に実施されているが、改善の余地がある。
C (要改善)	適格に実施されておらず、ただちに改善する必要がある。
- (該当なし)	該当する事例がない。または、評価することができない。

※記載箇所欄について、業務基準書が2種類あるため、学童保育所基準書の記載箇所を記載することとし、ページ数が異なる場合には老幼の館の記載箇所を追記の上で(老)を記載する。

I 業務に関する基準					
1 基	本事項				
開	開所(館)時間が厳守され、速やかに業務が開始されているか。				
所(館	指定管理者	佐倉市	特記事項		
館 ) 時	Α	Α			
間	記載箇所	業務基準書	「Ⅱ-1-(3)」に記載。		
	管理範囲が原	管理範囲が厳守され、利用者を妨げることはないか。			
管理範囲	指定管理者	佐倉市	特記事項		
	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	「Ⅱ −1−(2)」に記載。		
	正当な理由な	なく利用者の利	利用を制限していないか。		
利用制限	指定管理者	佐倉市	特記事項		
	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	「Ⅱ −1−(4)」「Ⅱ −1−(5)(老)」に記載。		

	利用・減免等の手続は規定に則って行われているか。				
適 正	指定管理者	佐倉市	特記事項		
利用	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	「Ⅱ-3-(1)」に記載。		
	利用料金の流	咸免の基準、	範囲・件数は適正か。		
利 用	指定管理者	佐倉市	特記事項		
料金	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	「Ⅱ -3-(2)」に記載。		
	関連規程を理	里解し、法令選	<b>遵守が確保されているか。</b>		
法令遵守	指定管理者	佐倉市	特記事項		
遵 守	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	「Ⅱ-1-(5)」「Ⅱ-1-(7)(老)」に記載。		
2 維	2 維持管理業務に関する基準				
	屋内・屋外ともに美観が維持されているか。				
清 掃	指定管理者	佐倉市	特記事項		
<b>掃</b>	Α	Α	園庭や生垣、施設内の美観維持に努めております。		
	記載箇所	業務基準書	「Ⅱ −2−(1)」に記載。		
清掃	清掃は利用	者の妨げにな	らない時間帯に行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項		
	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	「Ⅱ −2−(1)」に記載。		

清 清 掃	定期清掃は	定期清掃は規定の回数・基準を達成しているか。			
	指定管理者	佐倉市	特記事項		
	Α	Α	予約制により、利用時間終了ごとに清掃や消毒を行っています。		
	記載箇所	業務基準書	別表1に記載。		
	適正な方法(	(分別等)と頻	 度により廃棄されているか。		
廃 棄 物	指定管理者	佐倉市	特記事項		
処理	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	「Ⅱ −2−(2)」、別表1に記載。		
	廃棄物の減	量に務めてい	るか。		
廃 棄 物	指定管理者	佐倉市	特記事項		
処理	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	「Ⅱ -2-(2)」に記載。		
	必要な検査等は規定の回数・基準を達成しているか。				
環境衛生	指定管理者	佐倉市	特記事項		
衛生	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	別表1に記載。		
環境	快適に利用で	できる環境とな	<b>ぶっているか。</b>		
	指定管理者	佐倉市	特記事項		
	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	「Ⅱ −2−(4)、(11)」「Ⅱ−2−(4)、(12)(老)」に記載。		

公共料金支払	公共料金は	帯りなく支払れ	つれているか。	
	指定管理者	佐倉市	特記事項	
	Α	Α		
	記載箇所	業務基準書	「Ⅱ −2−(3)」に記載。	
	屋外の景観が	が維持されて	いるか。	
景観	指定管理者	佐倉市	特記事項	
維 持	Α	Α		
	記載箇所	業務基準書	「Ⅱ −2−(4)」に記載。	
	備品管理台向	帳が整備され	、適切に記録されているか。	
備品管	指定管理者	佐倉市	特記事項	
管理	Α	Α		
	記載箇所	業務基準書	「Ⅱ -2-(5)」に記載。	
	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。			
備品	指定管理者	佐倉市	特記事項	
品管理	Α	Α		
	記載箇所	業務基準書	「Ⅱ −2−(5)」に記載。	
修繕	適切に修繕る	を行うとともに	、市への報告を行っているか。	
	指定管理者	佐倉市	特記事項	
	Α	Α	該当があった場合は、直ぐに所管課に報告済。	
	記載箇所	業務基準書	「Ⅱ −2−(6)」に記載。	

修繕	利用に支障を	をきたす状態の	のまま放置されていないか。	
	指定管理者	佐倉市	特記事項	
	Α	Α		
	記載箇所	業務基準書	「Ⅱ -2-(6)」に記載。	
	消耗品の補	充•管理は適〕	正に行われているか。	
修	指定管理者	佐倉市	特記事項	
繕	Α	Α		
	記載箇所	業務基準書	「Ⅱ-2-(6)」に記載。	
	入退者管理、	、施錠管理、这	巡視等は適切に行われているか。	
警備	指定管理者	佐倉市	特記事項	
備	Α	Α		
	記載箇所	業務基準書	「Ⅱ -2-(7)」「Ⅱ -2-(8)(老)」に記載。	
	 夜間・休所日警備に支障はないか。			
警備	指定管理者	佐倉市	特記事項	
備	Α	Α		
	記載箇所	業務基準書	「Ⅱ -2-(7)」「Ⅱ -2-(8)(老)」に記載。	
保守点検	法定点検その	の他定期点検	を遅延なく確実に実施しているか。	
	指定管理者	佐倉市	特記事項	
	Α	Α		
	記載箇所	業務基準書	「Ⅱ −2−(9)」「Ⅱ −2−(10)(老)」、別表1に記載。	

保守点検	点検によって	発見されたる	F具合の報告を適切に行っているか。	
	指定管理者	佐倉市	特記事項	
	Α	Α		
	記載箇所	業務基準書	「Ⅱ −2−(9)」「Ⅱ −2−(10)(老)」に記載。	
	施設内・施設外に危険箇所はないか。			
安全点検	指定管理者	佐倉市	特記事項	
点検	Α	Α	開館前に安全確認の見回りを行っています。	
	記載箇所	業務基準書	「Ⅱ -2-(7)」「Ⅱ -2-(8)(老)」に記載。	
	避難経路や	消防設備の付	け近に障害物はないか。	
安全点検	指定管理者	佐倉市	特記事項	
点検	Α	Α		
	記載箇所	業務基準書	「Ⅱ -2-(7)」「Ⅱ -2-(8)(老)」に記載。	
	設備の損傷や危険物、違法駐車はないか。			
駐車場	指定管理者	佐倉市	特記事項	
場	Α	Α		
	記載箇所	業務基準書	「Ⅱ −2−(10)」「Ⅱ −2−(11)(老)」に記載。	
駐車場	事故•盗難等	の発生につい	いて市への報告を怠っていないか。	
	指定管理者	佐倉市	特記事項	
	Α	Α		
	記載箇所	業務基準書	「Ⅱ -2-(10)」「Ⅱ -2-(11)(老)」に記載。	

3 施	施設運営業務に関する基準				
利用手続	使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われ、迅速かつ円滑か。				
	指定管理者	佐倉市	特記事項		
	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	「Ⅱ 一3一(1)」に記載。		
∓ıl	出納簿等は	整備されてい	るか。		
利用料金	指定管理者	佐倉市	特記事項		
金徴収	А	Α			
4X	記載箇所	業務基準書	「Ⅱ 一3一(2)」に記載。		
利	現金は必要が	現金は必要最小限とし、盗難・紛失等のないよう管理されているか。			
用料金	指定管理者	佐倉市	特記事項		
金徴収	Α	Α			
4X	記載箇所	業務基準書	「Ⅱ −3−(2)」に記載。		
利	利用料金の額、支払方法、減免基準等について、周知は十分か。				
用料	指定管理者	佐倉市	特記事項		
金 徴 収	А	Α			
40	記載箇所	業務基準書	「Ⅱ −3−(2)」に記載。		
物品販売等許可	物品販売、客 なっていない		広告物の掲示・配布等の許可が適切に行われ、利用者の妨げと		
	指定管理者	佐倉市	特記事項		
	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	「Ⅱ −3−(8)(老),Ⅱ −6」に記載。		

	日報や各種語	記録(文書•画	「像・音声・映像等)を行い、整理しているか。	
記録業務	指定管理者	佐倉市	特記事項	
業務	Α	Α		
	記載箇所	業務基準書	「Ⅱ-3-(6)」「Ⅱ-3-(9)(老)」に記載。	
	利用者への打	掲示物·案内 <sup>€</sup>	等はわかりやすく用意されているか。	
広報活動	指定管理者	佐倉市	特記事項	
插動	Α	Α		
	記載箇所	業務基準書	「Ⅱ -3-(7)」「Ⅱ -3-(10)(老)」に記載。	
	各種広報活動	動により利用	者への周知が図られているか。	
広報活	指定管理者	佐倉市	特記事項	
适 動	Α	S	独自でパンフレットを作成している。	
	記載箇所	業務基準書	「Ⅱ -3-(7)」「Ⅱ -3-(10)(老)」に記載。	
	パンフレット・チラシ等の在庫切れはないか。			
広報	指定管理者	佐倉市	特記事項	
活動	Α	Α		
	記載箇所	業務基準書	「Ⅱ-3-(7)」「Ⅱ-3-(10)(老)」に記載。	
	Webサイトは	利用しやすく	、適宜更新されているか。	
広報活動	指定管理者	佐倉市	特記事項	
	А	Α	施設SNSも適宜更新。	
	記載箇所	業務基準書	「Ⅱ-3-(7)」「Ⅱ-3-(10)(老)」に記載。	

意見等受付	意見・要望・₹	苦情等の受付	<b>計手段及び機会は適切か。</b>
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	Α	Α	施設入口に苦情窓口情報を掲示。
	記載箇所	業務基準書	「Ⅱ −3−(8)」「Ⅱ −3−(11)(老)」に記載。
	受け付けた意	意見·要望·苦	情等を記録し、改善に努めているか。
意見等受付	指定管理者	佐倉市	特記事項
· 受 付	Α	Α	
	記載箇所	業務基準書	「Ⅱ 一3一(8)」に記載。
	相談内容及	び個人情報の	)保護は徹底されているか。
相談業	指定管理者	佐倉市	特記事項
業務	Α	Α	
	記載箇所	業務基準書	「Ⅱ 一3一(8)」に記載。
	相談事業の利用方法について周知は十分か。		
相談	指定管理者	佐倉市	特記事項
談業務	Α	Α	
	記載箇所	業務基準書	「Ⅱ −3−(8)」に記載。
企画事業	事前に計画語るか。	書を文書で市	に提出し、承諾を得た上で実施し、実施後適切に報告を行ってい
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	Α	Α	
	記載箇所	業務基準書	「Ⅲ-7-(1),(2)」に記載。

	企画事業の内容、実施回数、参加費の額は適切か。					
企画事業	指定管理者	佐倉市	特記事項			
事業	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	「Ⅱ-5、Ⅲ-7-(1)」に記載。			
	拾得物台帳	を作成し、拾谷	<b>导物を所轄の警察署に届けているか。</b>			
留意事項	指定管理者	佐倉市	特記事項			
   項 	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	「Ⅱ-3-(9)」「Ⅱ-3-(12)(老)」に記載。			
	管理運営の					
留意事項	指定管理者	佐倉市	特記事項			
事項	Α	Α				
	記載箇所	箇所 業務基準書「Ⅱ −3−(9)」「Ⅱ −3−(12)(老)」に記載。				
4 経	経理事項に関する基準					
	区分会計により独立した帳簿及び預金口座で管理しているか。					
区分会計	指定管理者	佐倉市	特記事項			
会 計	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ −4−(2)」に記載。				
	帳簿書類等(	よ適切に保存	されているか。			
帳簿管理	指定管理者	佐倉市	特記事項			
世 理	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	「Ⅱ −4−(3)」に記載。			

5 独	独自事業に関する基準				
	独自事業の	実施にあたり	、事前に計画書を提出しているか。		
事 業 計	指定管理者	佐倉市	特記事項		
計画	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	「Ⅲ-5、Ⅲ-7-(1)」に記載。		
6 目	的外業務に関	する基準			
行政	目的外業務の	(公衆電話設	置等)の実施にあたり、行政財産使用許可申請を行っているか。		
以財産 使用	指定管理者	佐倉市	特記事項		
使用数	Α	Α			
許可	記載箇所	業務基準書「Ⅱー6」に記載。			
行	目的外業務の実施による利用者への妨げはないか。				
政財産	指定管理者	佐倉市	特記事項		
使 用 許	Α	Α			
司	記載箇所	業務基準書	「Ⅱ ー6」に記載。		
Ⅱ 運	☑営体制・組織	に関する基準			
1 基	基本事項				
	業務従事者の	送事者の労務に関し法令が遵守され、責任ある体制となっているか。			
労務責任	指定管理者	佐倉市	特記事項		
   <u></u>   任	А	Α			
	記載箇所	業務基準書	「Ⅲ-1-(1)」に記載。		

Γ

	業務従事者から労務に関する苦情等は出ていないか。 					
労務責任	指定管理者	佐倉市	特記事項			
責 任	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	「Ⅲ-1-(1)」に記載。			
	労働時間の	管理は適切に	なされているか。			
労務責任	指定管理者	佐倉市	特記事項			
_ 責 任	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	「Ⅲ-1-(1)」に記載。			
	必要資格及7	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
資 格 •	指定管理者	佐倉市	特記事項			
免許	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	「Ⅲ-2-(3)」に記載。			
	必要な許認可及び届出等が行われているか。					
許 認	指定管理者	佐倉市	特記事項			
認可等	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	「Ⅲ-1-(2)」に記載。			
2 実	実施体制に関する基準					
	業務主任担意	当者及びスタ	ッフの人員配置は適切か。			
人員	指定管理者	佐倉市	特記事項			
人員配置	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	「Ⅲ-2-(2)」に記載。			

	必要な訓練・教育・研修等が計画的に実施されているか。				
研 修 等	指定管理者	佐倉市	特記事項		
	А	Α			
	記載箇所	業務基準書	「Ⅲ-2-(3)」に記載。		
	指定管理者の	 の団体本部と	の連絡体制は整備されているか。		
連絡	指定管理者	佐倉市	特記事項		
体制	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	「Ⅲ-2-(4)」に記載。		
	職員(スタップ		が清潔な服装を着用しているか。		
接	指定管理者	佐倉市	特記事項		
遇	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	「Ⅲ-2-(6)」に記載。		
	職員(スタッフ)のあいさつが徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。				
接遇	指定管理者	佐倉市	特記事項		
遇	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	「Ⅲ−2−(6)」に記載。		
3 <del>-</del>	部業務委託(	再委託)に関 <sup>・</sup>	 する基準		
	再委託の範囲	 囲及び委託先	の選定は適切か。		
委託範囲	指定管理者	佐倉市	特記事項		
節囲	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	「Ⅲ-3-(2)」に記載。		

	再委託の計画及び契約書等について市へ提出しているか。				
報告	指定管理者	佐倉市	特記事項		
	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	「Ⅲ-3-(2)」に記載。		
	再委託業務の	の履行確認は	適切に行われているか。		
履行	指定管理者	佐倉市	特記事項		
確 認	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	「Ⅲ-3-(2)」に記載。		
4 運	営協力体制に	関する基準			
	関係機関、団体、住民等と十分な連携が図られているか。				
協力	指定管理者	佐倉市	特記事項		
体制	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	「Ⅲ-4」に記載。		
5 安	安全管理・危機管理に関する基準				
	保守点検、巡				
平常時	指定管理者	佐倉市	特記事項		
, 。 時	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	「Ⅲ-5-(1)」に記載。		

	危機管理計画及び危機管理マニュアル等は整備されているか。				
体 制	指定管理者	佐倉市	特記事項		
制整備	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	「Ⅲ-5-(2)」に記載。		
	非常時の連続	絡体制は確立	されているか。		
体 制	指定管理者	佐倉市	特記事項		
制整備	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	「Ⅲ-5-(2)」に記載。		
車	事故·災害等	発生時は市	へ直ちに報告され、適切に対処したか。		
事故災害対	指定管理者	佐倉市	特記事項		
害対応	А	Α			
<i>  </i>	記載箇所	業務基準書	「Ⅲ-5-(2)」に記載。		
	第三者への損害賠償は適切に行われているか。				
損害賠償	指定管理者	佐倉市	特記事項		
賠償	А	Α			
	記載箇所	業務基準書	「Ⅲ-5-(4)」に記載。		
	必要な保険に	こ加入し、その	D範囲は適正か。		
保 険	指定管理者	佐倉市	特記事項		
加入	А	Α			
	記載箇所	業務基準書	「Ⅲ-5-(5)」に記載。		

6 個	個人情報保護・情報公開・情報管理に関する基準					
守秘	業務上知り得	导た秘密を他.	人に漏らしていないか。			
	指定管理者	佐倉市	特記事項			
守秘義務	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	「Ⅲ-6-(1)」に記載。			
個	個人情報保護	護条例に基づ	き、適切に処理されているか。			
■ 人情報保	指定管理者	佐倉市	特記事項			
報 保 護	Α	Α				
反	記載箇所	業務基準書	「Ⅲ-6-(2)」に記載。			
	情報公開条件	情報公開条例に基づき、適切に処理されているか。				
情 報	指定管理者	佐倉市	特記事項			
公開	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	「Ⅲ-6-(3)」に記載。			
	総合的かつ積極的な情報公開の推進が図られているか。					
情 報	指定管理者	佐倉市	特記事項			
公開	Α	Α				
	記載箇所	記載箇所 業務基準書「Ⅲ-6-(3)」に記載。				
	情報管理計	画及び情報管	理マニュアル等は整備されているか。			
情報管理	指定管理者	佐倉市	特記事項			
管 理	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	「Ⅲ-6-(4)」に記載。			

	情報セキュリティ(コンピュータウィルス対策等)は万全か。					
情 報	指定管理者	佐倉市	特記事項			
報管理	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	「Ⅲ-6-(4)」に記載。			
7 事	業計画及び事	『業報告に関 <sup>・</sup>	する基準			
	事業計画及7	び事業報告は	規定どおりに提出されているか。			
資料	指定管理者	佐倉市	特記事項			
提出	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ−7-(1)、(2)」に記載。				
	事業計画及び事業報告の内容に虚偽及び重大な誤りはないか。					
資料	指定管理者	佐倉市	特記事項			
提出	А	Α				
	記載箇所	業務基準書	「Ⅲ-7-(1)、(2)」に記載。			
8 連	8 連絡調整に関する基準					
	市との連絡会	€議を適宜行	い、十分な調整は図られているか。			
連絡	指定管理者	佐倉市	特記事項			
会議	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	「Ⅲ-10」に記載。			

指定管理者	業務基準書に沿って運営を行っております。 施設管理については、園庭の芝刈りなど地域の方々のご協力も賜り円滑に実施が出来ております。 また、市所管課ともこまめな報告・連絡・相談を実施しております。 今年度より、臼井老幼の館Twitterの更新を強化。行事PRなどで使用し施設PRも行っております。				
佐倉市	コロナ対策を図りながらも、施設利用に係る希望調査などで利用者の声を確認し、ラジオ体操の実施など地域との関わり合いを大切に運営を行っていた印象があります。 また、パンフレット活用のほか、Twitterを月に複数回更新し、行事予定やイベントの様子などを紹介するなど、積極的に施設のPRを行っていました。				

# ②利用状況等分析

児童センター	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比(%)	対計画値比 (%)
延べ利用者数(人)	7,619	13,500	9,715	127.5%	72.0%

学童	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
利用料金収入(円)	18,391,000	23,100,000	20,423,750	111.1%	88.4%
減免件数(件)	78	70	76	97.4%	108.6%
登録児童数/月 (臼井老幼の館 学童)	31	55	52	167.7%	94.5%
(千代田学童)	59	75	56	94.9%	74.7%
(印南学童)	19	30	22	115.8%	73.3%
(王子台学童)	36	30	30	83.3%	100.0%
(間野台学童)	58	55	62	106.9%	112.7%
(染井野学童)	37	30	32	86.5%	106.7%

意見記述欄	
	過去数年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の対策を取った上での開館となりました。 た。
化中等细类	【児童センター】 利用人数が前年比127%となりました。こちらは利用時間の徐々の緩和に合わせ、イベント等の数を増やし行った結果であると分析します。また、第3月曜日開館日も周知を強化、開館日にイベントを行うなど来館に繋げました。
指定管理者	【学童保育所】 全体的には計画値と近い人数となりましたが、学童保育所によって前年比増減がはっきり した結果となりました。前年数値はコロナ制限等もあったため、新型コロナによる影響が少 なくなってきている印象を受けます。 引き続き間野台学童保育所については、入所者が多い傾向が見られます。また、中~高 学年が入所している臼井老幼の館学童保育所も関連して増加しました。
佐倉市	児童センターについては、コロナ感染症による規制緩和で少しずつイベントが実施できるようになり、利用者も徐々に増えてきました。令和5年度は通常の開館状況に戻ることから、実施事業などを工夫し、さらなる利用者増加に繋げていただきたいです。 学童保育所については、全体的に入所者が増加傾向にあると思われます。特に間野台小学区の学童に関しては、過密対策等を検討する必要が出てくる可能性もあるため、今後の動向を注視していただき、市と密に情報共有をしていただきたいと思います。

# ③経営分析

児童センター	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
収入(円)	30,502,167	30,502,167	30,502,167	100.0%	100.0%
支出(円)	29,516,588	28,641,813	30,220,076	102.4%	105.5%
収支(円) 〈収入-支出〉	985,579	1,860,354	282,091	28.6%	15.2%
人件費比率(%) 〈人件費/支出〉	71.5%	86.9%	71.8%	-	-
再委託費比率(%) 〈再委託費合計/支出〉	0.4%	0.85%	0.4%	-	-
利用者当たり管理コスト(円) (支出/延べ利用者数)	3,874	2,121	3,111	80.3%	146.7%
利用者当たり市負担コスト (円) (委託料/延べ利用者数)	4,003	2,259	3,140	78.4%	139.0%

学童保育所	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比(%)	対計画値比 (%)
収入(円)	76,115,605	76,085,554	76,332,004	100.3%	100.3%
支出(円)	71,491,362	69,758,857	70,218,550	98.2%	100.7%
収支(円) 〈収入-支出〉	4,624,243	6,326,697	6,113,454	132.2%	96.6%
利用料金比率(%) 〈利用料金収入/収入〉	24.2%	30.3%	26.8%	-	-
人件費比率(%) 〈人件費/支出〉	75.2%	85.1%	79.2%	-	-
再委託費比率(%) 〈再委託費合計/支出〉	0.57%	0.85%	0.56%	-	-
利用者当たり管理コスト(円) (支出/登録児童数)	297,880	253,668	276,451	92.8%	109.0%
利用者当たり市負担コスト (円) (委託料/登録児童数)	220,773	192,674	208,605	94.5%	108.3%

全体	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
収入(円)	104,461,221	106,587,721	106,834,171	102.3%	100.2%
支出(円)	96,097,854	98,400,670	100,438,626	104.5%	102.1%
収支(円) 〈収入-支出〉	8,363,367	8,187,051	6,395,545	76.5%	78.1%

_思兄記业懶	
指定管理者	【児童センター】 人件費率やその他消耗品関係については、前年比と比べ大きな差はなく 運営を行っています。 今年度は、光熱費の燃料費高騰の影響もあり前年対比28.6%となりまし た。 【学童保育所】 ほぼ計画値通りとなりました。 人件費や日々の消耗品関係も不足なく運営することができています。
佐倉市	児童センター、学童保育所どちらも概ね計画通りとなっていますが、昨今では光熱費をはじめ物価高騰が目立っていることから、不測の事態に備えた経営管理に努めていただきつつ、利用者の満足度の向上につながる運営を行っていただけたらと思います。

# ④業務実施状況確認

### 【児童センター 単年度計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
衛生管理の徹底	前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策とし、利用者、施設、職員において以下の通り対策を徹底いたしました。 【利用者】入館時の検温、アルコール消毒、健康観察 【施設】受付時間終了後には、遊具、施設内の消毒の徹底 (アルコール消毒や次亜塩素酸を使用) 【職員】出勤時の健康チェックの徹底。以上を徹底することにより、安心安全な老幼の館を目指しています。 (新型コロナウイルス感染症の流行状況に合わせ対応)
地域NPOとの連携	NPO法人子ども劇場千葉県センター様との連携を強化いたしました。 研修やイベントを通し、佐倉市全体のインストラクターのスキルアップ及び各指定管理者との連携強化に繋げることができています。 また、利用者に対しても学んだことを提供できる為良い循環が生まれています。
利用者の満足度向上	通常のプログラムに合わせ、講師による「リトミック」「バランスボール」など臼井老幼の館でしかできない体験をしていただけるように実施いたしました。以前よりもイベントに対する興味や注目が高まっていることを感じています。
地域防災への取り組み	「つながる防災プロジェクト」に参加。 臼井老幼の館から地域防災に関する発信を今 年度スタートしました。 職員も他施設との交流を行い、利用者には講師 を招いた「防災リュックの作り方」のプログラムを 実施。 防災への興味を深める取り組みを行いました。

# 【児童センター中・長期計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
環境整備	引き続き施設内外の環境整備を実施しています。 日々の見回りによる「気づき」を大切にし、職員 全員で取り組んでいます。 【施設内】生垣の整備。園庭の整備(日よけの設置など) 【施設内】整理整頓の強化。(無駄を生まない) 片付けを行いやすい環境作り。また、掲示物や 清掃を強化し気持ちよくご利用いただけるように いたしました。
児童インストラクターの資質向上	外部講師とのプログラム実施や、様々な研修に触れることにより常に新しい知識や経験を行えるように取り組みました。 学んだ事を利用者に還元できるよう取り組むことができました。

【学童保育所 単年度計画】

【字重保育所 里年度計画】	
事業計画・目標	実施状況・効果
衛生管理の徹底	前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策とし、学童利用者、施設、職員において以下の通り対策を徹底いたしました。【利用者】検温、アルコール消毒、健康観察【施設】保育終了後には、遊具、施設内の消毒の徹底(アルコール消毒や次亜塩素酸を使用)【職員】出勤時の健康チェックの徹底。以上を徹底することにより、安心安全な学童保育所を目指しました。(新型コロナウイルス感染症の流行状況に合わせ対応)
子育で家庭の支援	長期休み期間を対象とし、希望者にお弁当注文 ができるシステムを継続して実施いたしました。 佐倉市内の業者を選定し、家庭の負担軽減を 目指しています。
健康な体作りを行う	弊社グループ会社の「リーフスポーツ」による運動プログラムを実施。ニュースポーツである「ボッチャ」に触れ、体を動かすことの楽しみを味わいました。

# 【学童保育所中·長期計画】

事業計画•目標	実施状況・効果
学童保育所指導員の接遇向上	各業務主任を通しての学童保育所会議等で事例検討や意識統一を図っています。 研修はオンライン中心ですが、全職員受講できるシステムを導入しております。 また、一般社団法人S.C.Pjapan様のご協力により、指導員向け研修を実施いたしました。(子どもの権利等)

<u> 思兄正迎惻</u>	
指定管理者	今年度は、新しい取り組みである「つながる防災プロジェクト」や「こども劇場」様との連携など、地域と共に行う事業を多々実施することができました。また、児童センターのプログラムも前年と比べ実施事業を増やし様々なニーズに対応できるように取り組みました。臼井老幼の館の独自事業である第3月曜日の開館については、今年度より認知度向上のため、行事を行い月曜日に開館を行っていることを認知していただけるように取り組みました。学童保育所においては、運営満足度向上のため職員の接遇向上に努めております。弊社独自の研修と併せ、外部講師による研修も実施。日頃の運営に活かすべく職員も学びを行いました。
佐倉市	児童センターについては、地域を巻き込んだ事業実施などを積極的に行っていた印象を受けます。引き続き、利用者が訪れやすい環境づくり、施設運営を行っていただきたいです。 学童保育所については、利用者が増加し、保護者の要望も多様化していることもあり、現場での対応力が求められます。職員間での事例検討や研修受講など、現状で実施されたことを活かして対応していただきたいと思います。

# ⑤利用者満足度調査報告

実施方法等	無記名での利用者アンケートを実施。
回答数等	臼井老幼の館 18歳未満 41件 保護者 38件 臼井老幼の館学童保育所 24件 千代田学童保育所 33件 印南学童保育所 15件 王子台学童保育所 18件 間野台学童保育所 28件 染井野学童保育所 13件
	①アンケート抜粋(臼井老幼の館)
	【保護者】
	・臼井老幼の館は、週何回くらいご利用なさいますか? 毎日 0件 4~5日 2件 2~3回 8件 1回 7件 月2回 10件 月1回 8件 その他 3件
	・臼井老幼の館にご来館される理由は何ですか?(複数回答可) 友達が行っているから 14件 新しい友達がつくれるから 12件 子どもが喜ぶから 31件 遊び道具が豊富だから 19件 施設の雰囲気が良いから 18件 職員と話せるから 12件 月曜日の開館日があるから 1件 その他 3件(「家が近いから」「イベントが楽しそう」など)
	・職員の対応はいかがですか? 満足 34件 やや満足 2件 ふつう 2件 やや不満 0件 不満 0件 未回答・その他 0件
	・館内の清掃は行き届いていますか? 綺麗になっている 35件 ふつう 3件 汚い場所がある 0件 汚い 0件 未回答・その他 0件
	・イベント情報などは、どのようにして確認していらっしゃいますか?(複数回答可) 掲示物 11件 こぶし(広報紙) 28件 ホームページ 16件 ツイッター 0件 その他 2件(「お友達」「友人から」) 未回答 0件
	・イベント情報などわかりやすい広報がなされていますか? よくわかる 29件 ふつう 5件 よく探せばわかる 4件 わかりにくい 0件 その他 0件 未回答 0件
	・今年度参加されたイベント(プログラム)はありますか? はい 25件 いいえ 12件 その他・未回答 1件
	→「はい」と答えられた方。参加したイベント(プログラム)を教えてください。 おさんぽ 3件 さくらコンシェルの出張相談 2件 みちこさんのお話会 7件 今日はいっぱい踊っちゃおう 7件
	がける 対児体操教室 7件 春(秋)のうんどう会 3件 つくろう!あそぼう!パパと! 1件 避難訓練 4件 ちびっこ縁日 4件 えいごであそぼ!9件 ちびっこハロウィン 7件 ママといっしょにコンサート 11件 該当無し 0件 その他 4件(つまみ細エ・フラワーアレンジメント・エアポリン等)
	【18歳未満】
	・臼井老幼の館に来る理由はなんですか? 友達がいるから 20件 遊び道具があるから 22件 他に行く場所がないから 4件 新しい友達がつくれるから 2件 先生(職員)が楽しいから 10件 その他 15件(「将棋教室」「お友達としゃべれるから」「土曜日・日曜日もあそべるから」など)
	・職員(先生たち)の対応はいかがですか? 満足 28件 やや満足 3件 ふつう 10件 やや不満 0件 不満 0件 その他・未回答 0件
	・館内の清掃は行き届いていますか? きれいになっている 32件 ふつう 9件 きたない場所がある 0件 きたない 0件 その他 0件 未回答 0件
	・臼井老幼の館で、こまったことがありますか? ない 41件 ある 0件

・イベントなどは、どのようにして確認していますか? 掲示物 14件 こぶし(広報紙) 27件 ホームページ 4件 ツイッター 0件 その他 14件(「友達から教えてもらう」など) 未回答 3件

実施結果

- ・今年度参加されたイベント(プログラム)はありますか? はい 28件 いいえ 9件 その他・未回答 4件
- →「はい」と答えられた方。参加したイベント(プログラム)を教えてください。(いくつでも) 一輪車教室 9件 縁日 5件 貯金箱を作ろう 5件 科学工作 4件 水で遊ぼう 3件 つまみ細工教室 5件

映画会 4件 ハッピースポーツ教室 2件 その他 4件(フラワーアレンジメント・わくわくキッズ等)

#### (学童保育所)全体

- 1, お子様は学童に楽しく通うことができていますか? 満足 82件 やや満足 28件 普通 18件 やや不満 2件 不満 1件 未回答・その他 0件
- 2, 学童職員の対応は、いかがですか? 満足 94件 やや満足 19件 普通 16件 やや不満 1件 不満 0件 未回答・その他 1件
- 3, 学童での生活内容などは、機関紙(お便り)や掲示物などで伝わっていますか? 伝わっている 86件 やや伝わっている 26件 普通 15件 やや足りない 3件 足りない 0件 未回答・その他 0件
- 4, 当法人のホームページを見たことがありますか? はい 33件 いいえ 97件 未回答・その他 1件
- 5, 学童と保護者との間で、学童や家庭の様子について情報交換はできていますか? 出来ている 24件 やや出来ている 18件 普通 72件 やや足りない 13件 足りない 1件 未回答・その他 3件
- 6, 学童の職員にお子様に関することや子育てのことについて、相談できていますか? 出来ている 24件 やや出来ている 18件 普通 72件 やや足りない 13件 足りない 1件 未回答・その他 3件
- 7、学童に改善してほしいことはございますか? はい 15件 いいえ 112件 未回答・その他 4件
- 9、学童開所時間について伺います。平日は19時まで開所しています。 長い 1件 やや長い 2件 適正である 120件 やや短い 7件 短い 0件 その他・未回答 1件
- 9、土曜日の学童開所時間、18時まで開所しています。 長い 1件 やや長い 3件 適正である 114件 やや短い 11件 短い 0件 その他・未回答 2件
- 10、長期休業期間及び学校休業日の開所時間は、7時から開所しています。 早い 2件 やや早い 3件 適正である 125件 やや遅い 0件 遅い 0件 その他・未回答 1件

回答者の意見等	対応策等
予約がすぐに埋まってしまう。 (児童センター)	ご不便をおかけし申し訳ございません。 新型コロナウイルス感染症のため、予約制とさせていただいております。緩和後はスムーズにご利用いただけるよう 努めてまいります。
冬の時期に施設が寒い (児童センター)	ご不便をおかけし申し訳ございません。 冬場については、ジョイントマットを利用する等対策を取っ ておりましたが、今後の運営の参考とさせていただきま す。
遠足や工場見学など外出するイベントを行ってほしい。 (学童保育所)	ご意見ありがとうございます。 新型コロナウイルス感染症緩和後には実施検討をさせていただ きます。

心尤心处侧	
指定管理者	今回も多くの皆様にご協力いただき、アンケートを実施することができました。 本年より、アンケートの内容を「満足」「不満」に変更し、実際の満足度を深めることができるように 改善いたしました。 自由意見については、運営改善のご意見もいただきました。 特に多くのご意見をいただきましたのが、学童保育所における遠足等の校外に出て実施する行 事でした。こちらは実施に向けて、検討を行ってまいります。 いただいたご意見を元に更なる満足度向上に努めてまいります。
佐倉市	コロナ対策の規制により行えなかったことへの意見が多くあったようです。 規制解除に際し、利用者の満足度につながるよう対応をお願いしたいと思います。 また、より一層地域における施設の意義を高めていただきたいので、Twitter等による情報発信を上手く活用できるよう工夫をしていただきたいと思います。

# ⑥総合評価

# 【令和4年度】 意見記述欄

指定管理者	今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が残る中、新たな取り組みを実施でき、事業内容を深めることができた1年となりました。 児童センターについては、職員のスキルアップと共にニーズに合わせたイベントの実施を行い来館数増につなげることができたと感じております。今年度の内容を更に深め、次年度以降に発展させてまいります。 学童保育所においても、運営の安定化とともに職員のスキルアップに取り組みました。満足度調査でのお声を大切に更なる満足度向上に努めてまいります。
佐倉市	児童センターについては、地域に根差した施設として在れるよう、引き続き、地域 交流等を積極的に行っていただきたいと思います。 また、コロナ禍において、特に職員の能力向上に取り組んできたという意識があ るようですので、今後、以前の開館状況・登所状況に戻るにあたり、利用者の満 足度向上に繋がる運営を期待したい。

#### 別記様式2

### 年度モニタリング[第三者(利用団体等)評価](令和4年度)

施設名称	臼井老幼の館(児童センター)
評価者•団体	臼井老幼の館運営委員会

#### 業務点検シート

評価	説明
S(優良)	適格に実施され、特に優れた成果が認められる。
A (適格)	適格に実施されている。
B(概ね適格)	適格に実施されているが、改善の余地がある。
C (要改善)	適格に実施されておらず、ただちに改善する必要がある。
- (該当なし)	該当する事例がない。または、評価することができない。

### I 業務に関する基準

#### 1 基本事項

開所(館)時	間	開所(館)時間が厳守され、速やかに業務が開始されているか。	Α
管理範囲	]	管理範囲が厳守され、利用者を妨げることはないか。	Α
利用制限	Į	正当な理由なく利用者の利用を制限していないか。	Α
2 維持管理第	2 維持管理業務に関する基準		

#### 屋内・屋外ともに美観が維持されているか。 Α 清掃 清掃は利用者の妨げにならない時間帯に行っているか。 Α 環境衛生 快適に利用できる環境となっているか。 Α 景観維持 屋外の景観が維持されているか。 Α 利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。 Α 備品管理 不足している物品はないか。 Α 利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。 修繕 Α

安全点検	施設内・施設外に危険箇所はないか。	Α
3 施設運営業務に関する基準		
利用手続	使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われ、迅速かつ円 滑か。	Α
利用料金徴収	利用料金の額、支払方法、減免基準等について、周知は十分か。	Α
	利用者への掲示物・案内等はわかりやすく用意されているか。	Α
上 広報活動	各種広報活動により利用者への周知が図られているか。	Α
	Webサイトは利用しやすく、適宜更新されているか。	Α
辛日生巫什	意見・要望・苦情等の受付手段及び機会は適切か。	Α
意見等受付 	受け付けた意見・要望・苦情等を記録し、改善に努めているか。	Α
相談業務	相談事業の利用方法について周知は十分か。	Α
企画事業	企画事業の内容、実施回数、参加費の額は適切か。	Α
Ⅲ 運営体制・組織に関する基準		
1 実施体制に関す	よる基準	
人員配置	業務主任担当者及びスタッフの人員配置は適切か。	Α
± <b>☆ ∨</b> ⊞	職員(スタッフ)は名札及び清潔な服装を着用しているか。	Α
接遇 	職員(スタッフ)のあいさつが徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。	Α
2 運営協力体制に関する基準		
協力体制	関係機関、団体、住民等と十分な連携が図られているか。	Α

総合評価 各委員より適格に運営出来ているとの評価をいただきました。今後とも引き続き評価をいただけるよう、運営に努めてまいります。

### 【記載意見】

- ・利用者アンケート結果からも地域の居場所として活用されていることが良い点と思います。
- 今後も子どもたちが足を向けやすい施設であり続けるようお願いします。
- ・施設の管理運営は適切に行われています。 ・地域との繋がりを考慮していることを評価したいと思います。今後とも声をかけやすい老幼の館スタッフに期待しま す。

# 別記様式2

# 年度モニタリング[第三者(利用団体等)評価](令和4年度)

施設名称	臼井老幼の館(学童保育所)
評価者•団体	臼井老幼の館運営委員会

# 業務点検シート

評価	説明
S(優良)	適格に実施され、特に優れた成果が認められる。
A (適格)	適格に実施されている。
B(概ね適格)	適格に実施されているが、改善の余地がある。
C (要改善)	適格に実施されておらず、ただちに改善する必要がある。
- (該当なし)	該当する事例がない。または、評価することができない。

# I 業務に関する基準

# 1 基本事項

開所(館)時間	開所(館)時間が厳守され、速やかに業務が開始されているか。	Α
管理範囲	管理範囲が厳守され、利用者を妨げることはないか。	Α
利用制限	正当な理由なく利用者の利用を制限していないか。	Α
2 維持管理業務に関する基準		

清掃	屋内・屋外ともに美観が維持されているか。	A
)自 J典	清掃は利用者の妨げにならない時間帯に行っているか。	A
環境衛生快適に利用できる環境となっているか。		Α
景観維持	屋外の景観が維持されているか。	Α
備品管理	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。	Α
佣四官理	不足している物品はないか。	Α
修繕	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。	Α

安全点検	施設内・施設外に危険箇所はないか。	Α
3 施設運営業務に関する基準		
利用手続	使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われ、迅速かつ円 滑か。	Α
利用料金徴収	利用料金の額、支払方法、減免基準等について、周知は十分か。	Α
	利用者への掲示物・案内等はわかりやすく用意されているか。	Α
上 広報活動	各種広報活動により利用者への周知が図られているか。	Α
	Webサイトは利用しやすく、適宜更新されているか。	Α
辛日生巫什	意見・要望・苦情等の受付手段及び機会は適切か。	Α
意見等受付 	受け付けた意見・要望・苦情等を記録し、改善に努めているか。	Α
相談業務	相談事業の利用方法について周知は十分か。	Α
企画事業	企画事業の内容、実施回数、参加費の額は適切か。	Α
Ⅲ 運営体制・組織に関する基準		
1 実施体制に関す	よる基準	
人員配置	業務主任担当者及びスタッフの人員配置は適切か。	Α
± <b>☆ ∨</b> ⊞	職員(スタッフ)は名札及び清潔な服装を着用しているか。	Α
接遇 	職員(スタッフ)のあいさつが徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。	Α
2 運営協力体制に関する基準		
協力体制	関係機関、団体、住民等と十分な連携が図られているか。	Α

総合評価 各委員より適格に運営出来ているとの評価をいただきました。今後とも引き続き評価をいただけるよう、運 営に努めてまいります。

以下意見にもあります通り、学童保育所での生活の様子については保護者の皆様にお伝えすることがで きるよう日々取り組んでまいります。

# 【記載意見】

・生活の様子はお便りや掲示物で利用者に伝わっており、適格に運営されていると感じます。

# 指定管理者労働条件チェックリスト

点検実施年度 : 令和4年度 施設名 : 臼井老幼の館

	チェック項目	チェック結果
1 就	<b>t業規則</b> (労働基準法(以下法)89·90·106条、労働基準法施行規則	(以下規則)6条)
(1)	常時使用する労働者が10人以上である場合、就業規則を作成し、労働者代表の意見を添付して、労働基準監督署に届け出ているか。また、変更した場合も同様か。	<ul><li>就業規則を作成し、届け出ている。</li><li>□ 就業規則を作成しているが、届け出ていない。</li><li>□ 就業規則を作成していない。</li><li>□ 常時使用する労働者が 10 人未満である。</li></ul>
(2)	短時間労働者について、正社員とは異なる労働条件である場合には、短時間労働者に適用する就業規則を作成し、労働者代表の意見書を添付して、労働基準監督署に届け出ているか。また、変更した場合も同様か。	<ul> <li>就業規則を作成し、届け出ている。</li> <li>□ 就業規則を作成しているが、届け出ていない。</li> <li>□ 就業規則を作成していない。</li> <li>□ 短時間労働者を雇用していない又は正社員と同条件である。</li> <li>□ 常時使用する労働者が 10 人未満である。</li> </ul>
2 党	<b>労働条件等の明示</b> (法15条)	
(1)	労働者を雇い入れる際、労働条件について、労働条件通知書、労働契約書、就業規則などの書面で明示しているか。[労基第 15 条] □明示すべき労働条件の内容 ①契約の期間、②就業の場所・従事する業務の内容、③労働時間に関する事項、④賃金の決定・計算・支払の方法、賃金の締め切り・支払の時期に関する事項⑤退職に関する事項	<ul><li>✓ 明示している。</li><li>□ 明示していない。</li></ul>
(2)	短時間労働者を雇い入れる際、①昇給の有無、②退職手当の有無、 ③賞与の有無、④短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係 る相談窓口について、書面の交付又はファクシミリ若しくは電子メールによ る送信により当該短時間労働者に明示しているか。	<ul><li>▼ 明示している。</li><li>□ 明示していない。</li><li>□ 短時間労働者を雇用していない。</li></ul>
3 党	<b>9働時間</b> (法32·34~36·39条等)	
(1)	所定労働時間は、週 40 時間以内、1日8時間以内としているか。	□ 所定労働時間は、法定労働時間内である。 ■ 変形労働時間制を採用している。 □ 所定労働時間が法定労働時間を超えている。
(2)	変形労働時間制をとる場合(1か月以内の期間の労働時間を平均し、週 40時間以内とする場合など)は、労使協定等によりその旨を定めているか。	<ul><li>✓ 定めている。</li><li>□ 定めていない。</li><li>□ 変形労働時間制をとっていない。</li></ul>
(3)	次のような時間がある場合、労働時間として算定しているか。 ①交替制勤務における引継ぎ時間 ②業務報告書等の作成時間 ③仕事の打合せ、会議等の時間 ④参加が義務付けられている行事や研修等 ⑤出張先から次の出張先までの移動に必要な時間	<ul><li>■ 算定している。</li><li>□ 算定していない。</li></ul>
(4)	労働時間は、タイムカードや適正な自己申告などに基づき、適正に把握 しているか。	<ul><li>■ 適正に把握している。</li><li>□ 適正に把握していない。</li></ul>
(5)	休憩は、就業規則で定めた時間に、確実に取得させ、かつ適法であるか。	<ul><li>✓ 適法に取得させている。</li><li>□ 適法に取得させていない。</li></ul>
(6)	休日は、毎週1回又は4週を通じて4回以上与えているか。	<ul><li>✓ 与えている。</li><li>□ 与えていない。</li></ul>
(7)	時間外労働・休日労働は、あらかじめ労働者代表と締結し、労働基準 監督署に届け出た労使協定の範囲内で行わせているか。	<ul><li>✓ 労使協定の範囲内で行わせている。</li><li>□ 労使協定の範囲内で行わせていない。</li></ul>
(8)	(7)の労使協定(36 協定)は、厚生労働省告示「時間外労働の限度に 関する基準」の範囲内で締結しているか。	<ul><li>✓ 基準の範囲内で締結している。</li><li>□ 基準の範囲内で締結していない。</li></ul>
(9)	短時間労働者を含むすべての労働者に労働基準法に定める年次有給休 暇を与えているか。	<ul><li>✓ 与えている。</li><li>□ 与えていない。</li></ul>
4 賃	<b>f金</b> (法24·37·最低賃金法4条等)	
(1)	賃金は通貨で、直接労働者に(同意に基づき金融機関への振込みも可)毎月1回以上、定期に全額(税金、社会保険料や賃金控除の労使協定に定めるものは控除可)を支払っているか。	<ul><li>▼ 支払っている。</li><li>□ 支払っていない。</li></ul>
(2)	すべての労働時間について最低賃金額以上の時間給を支払っているか。	☑ 支払っている。   □ 支払っていない。
(3)	法定労働時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働をさせたときは、労働基準法上の割増賃金を支払っているか。	<ul><li>■ 支払っている。</li><li>□ 支払っていない。</li></ul>

	チェック項目	チェック結果			
5 法	<b>5 法定帳簿</b> (法107~109条等)				
(1)	事業場ごとに、各労働者について(日雇労働者を除く。)労働者名簿を 作成し、記載すべき事項に漏れはないか。	<ul><li>✓ 労働者名簿を作成し、記載事項に漏れはない。</li><li>□ 労働者名簿を作成しているが、記載事項に漏れがある。</li><li>□ 労働者名簿を作成していない。</li></ul>			
(2)	事業場ごとに、賃金台帳を作成し、記載すべき事項に漏れはないか。	<ul><li> ▼ 賃金台帳を作成し、記載事項に漏れはない。</li><li>□ 賃金台帳を作成しているが、記載事項に漏れがある。</li><li>□ 賃金台帳を作成していない。</li></ul>			
(3)	労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働 関係に関する重要な書類は5年間保存しているか。	<ul><li>✓ 保存している。</li><li>□ 保存していない。</li></ul>			
6 労	<b>働安全衛生</b> (安全衛生法12·13·18·66条等)				
(1)	常時 50 人以上の労働者が使用される施設では、衛生管理者及び産業 医を選任し、労働基準監督署に届け出た上で、必要な職務を行わせてい るか。	□ 選任、届出をし、必要な職務を行わせている。 □ 選任、届出のいずれかを行っていない又は必要な職務を行わせていない。 ■ 常時使用する労働者が50人未満である。			
(2)	常時 50 人以上の労働者が使用される施設では、衛生委員会を設け、 月1回以上行っているか。	□ 衛生委員会を設け、月1回以上行っている。 □ 衛生委員会を設けていない又は月1回以上行っていない。 ■ 常時使用する労働者が50人未満である。			
(3)	常時 10 人以上 50 人未満の労働者が使用される施設では、衛生推進者を選任し、必要な職務を行わせているか。	<ul><li>■ 衛生推進者を選任し、必要な職務を行わせている。</li><li>□ 衛生推進者を選任していない又は必要な職務を行わせていない。</li><li>□ 常時使用する労働者が 10 人未満であり、又は 50 人以上である。</li></ul>			
(4)	雇入時及び作業内容変更時に、労働者に安全衛生教育を行っているか。	<ul><li>✓ 行っている。</li><li>□ 行っていない。</li></ul>			
(5)	雇入時及び1年以内ごとに1回、常時使用する労働者に対し、健康診断 を行っているか。	<ul><li>✓ 行っている。</li><li>□ 行っていない。</li></ul>			
(6)	健康診断の結果について、健康診断個人票を作成して5年間保存しているか。	<ul><li>✓ 保存している。</li><li>□ 保存していない。</li></ul>			
(7)	健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者については、健康診断が行われた日から3か月以内に、医師等の意見を聴いているか。	<ul><li>▼ 聴いている。</li><li>□ 聴いていない。</li></ul>			
(8)	健康診断の結果を労働者に通知しているか。	<ul><li>✓ 通知している。</li><li>□ 通知していない。</li></ul>			
(9)	常時 50 人以上の労働者が使用される施設では、定期健康診断を行ったときに、定期健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出しているか。	□ 提出している。 □ 提出していない。 ☑ 常時使用する労働者が 50 人未満である。			
7 法令等の周知 (法106条、労働安全衛生法101条等)					
(1)	労働基準法、労働安全衛生法等の要旨を、 ①常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること ②書面を労働者に交付すること ③磁気ディスク等に記録し、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認で きる機器を設置すること のいずれかにより、労働者に周知しているか。	<ul><li>✓ 周知している。</li><li>□ 周知していない。</li></ul>			
8 <b>雇用保険·社会保険</b> (雇用保険法4~6条、健康保険法3条等)					
(1)	雇用保険の加入義務がある労働者について、適切に加入手続を行っているか。	<ul><li>✓ 行っている。</li><li>□ 行っていない。</li></ul>			
(2)	健康保険、厚生年金保険の加入義務がある労働者について、適切に加入手続を行っているか。	<ul><li>✓ 行っている。</li><li>□ 行っていない。</li></ul>			